

平成19年4月10日

関係各位

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部貿易管理課

北朝鮮からの輸入禁止措置等の継続について

本日（4月10日）の閣議決定に基づき、昨年10月14日より実施している北朝鮮からの輸入の禁止等の措置を継続することといたしました。

つきましては、引き続き、下記の事項に十分御留意いただきますよう、貴団体内に御周知のほど、お願いいたします。

なお、措置の詳細につきましては、当省ホームページのサイト*に掲載予定ですのでそちらをご参照ください。

※URL：<http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/index.html>

記

1. 外為法に基づく措置について

経済産業省としては、外為法に基づき、引き続き、以下の措置を講ずることとします。

- 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸入承認義務を課することにより、輸入を禁止する。
- 上記措置に万全を期すため、次の取引等を禁止する。
 - ・原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）
 - ・輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入貨物代金の支払

2. 規制実施前に交付された輸入承認証の取扱いについて

今般の輸入禁止措置実施前（平成18年10月13日以前）に輸入貿易管理令（以下「輸入令」という。）の規定に基づき承認を受けた輸入承認証については、対北朝鮮経済制裁とは別の観点から与えられたものであるため、今後とも、改めて輸入令第4条第1項第2号の輸入の承認を受けていただく必要があります。

以上